13. 自治体非正規労働者の取り組み

【組織強化・拡大にむけた取り組み】

1.　会計年度任用職員制度のスタートから３年が経過し、短時間職員の勤勉手当の支給を可能とする改正地方自治法の施行を2024年４月に控えるなど、同一労働同一賃金にむけた法的な枠組みは整備されてきましたが、処遇改善と組織化は道半ばです。改めて組織化に取り組む意義を再確認し、本部・県本部・単組が一体となって、以下の取り組みを進めます。

　①　本部・県本部・単組は、自治体非正規労働者の組織化を運動方針に位置づけ取り組みを進めます。

　②　県本部・単組は、組織化を進めるために、自治体非正規労働者の組合員と未組織・未加入者の会計年度任用職員との意見交換や情報共有の場を設定します。

　③　処遇改善と組織拡大のため、当事者自らが声をあげ、「仲間づくり」に取り組むことが重要です。取り組みにあたっては、セミナーの開催などの期間を設定し集中的に取り組みます。

　④　自治体単組内の評議会等（協議会・支部・分会）は、県本部の集会・会議に参加し、自治体非正規労働者の現状や課題について積極的に発信します。

　⑤　単組・単独単組は組合員および未加入者を対象に、賃金・労働条件や職場環境、人員配置状況などを把握するためアンケートを実施し、課題を抽出し要求づくりを行い、交渉につなげます。

　⑥　組織の強化・拡大のため、臨時・非常勤等職員協議会未設置県本部は、協議会の設置をめざします。

　⑦　本部・県本部は県職共闘や大都市共闘、町村評および各評議会・協議会等の横断組織と連携強化し、処遇改善と組織化に取り組みます。

【交渉体制の確立と強化】

2.　単組は同じ職場の仲間である自治体非正規労働者の処遇改善・雇用安定にむけ、春闘・確定闘争交渉を実施し、県本部は単組の取り組みを支援します。

3.　単独労組は、自治体単組と連携し以下の取り組みを進めます。

　①　交渉時期や妥結基準について協議のもと交渉を進めます。

　②　春闘・確定闘争など各闘争期に「要求－交渉－妥結（書面化・協約化）」を徹底します。

　③　当局に交渉団体として認知させるため職員団体登録を進めます。

　④　労連方式などを活用し、交渉体制を強化します。

4.　自治体単組内の評議会等（協議会・支部・分会）は、単組内で課題の共有をはかるとともに、当事者が直接交渉に参画することを追求します。職場実態や現状を訴えることで交渉力を強化し、賃金・労働条件の改善につなげます。

【常勤職員との均等・均衡待遇をめざす取り組み】

5.　会計年度任用職員の賃金・労働条件の常勤職員との均等・均衡をめざし、協議会・本部・県本部・単組は連携のもと以下の通り取り組みます。

　①　単組は、改正地方自治法の成立（2024年４月施行）を踏まえ、手当については、同一労働同一賃金の観点から不適切な運用を改め、常勤職員と同等の支給を当局に求めます。

　②　単独労組および単組内における支部・分会・評議会等は、総務省マニュアルの水準を最低限として、自治労の「会計年度任用職員制度の整備状況チェックリスト」を活用し、給料（報酬）や手当をはじめとする労働条件全般の点検、課題の洗い出しを行います。最低基準に達していない場合は、当局に対し早急に改善を求めます。

　③　単組は、育児・介護・病気などの休暇制度について、常勤職員との均等・均衡をはかるため、有給による制度化を求めます。また、休業・休暇取得を理由とした一方的な配置転換や雇い止めを行わせないよう取り組みます。

　④　単組は、健康診断、福利厚生、研修制度等についても常勤職員同等の取り扱いを求めます。

　⑤　単組は、職場における働きやすい職場環境の整備やハラスメント対策などにむけ、会計年度任用職員の安全衛生委員会への参画を求めます。

　⑥　単組は、36協定をはじめとする各種労使協定の締結にあたっては、当該事業所のすべての労働者が対象とされるため、締結代表者の選出、意見集約や周知を行う際の会計年度任用職員の参画・関与を求めます。

　⑦　単組は、自治体非正規労働者の災害補償については、地公災法および労災保険法との均衡を踏まえた制度を条例で定めることが義務づけられているため、常勤職員と均衡がとれた制度になっているか点検するとともに、適用関係の明確化と周知、相談窓口の設置などを求めます。

　　　本部は、会計年度任用職員についての災害補償は、職種や勤務形態によって適用制度が異なっており、制度によって補償内容も異なるため、地方公務員災害補償基金の適用拡大を求めます。

6.　公務関係労働組合との連携のもと人事委員会および自治体首長などへの対策を強めます。

7.　均等・均衡の実現をめざし、組織内・協力議員をはじめ各議員に対して、自治体非正規労働者の現状や課題の共有化をはかるなど議会対策を強化します。

【任期付職員・臨時的任用職員の処遇改善】

8.　任期付職員・臨時的任用職員の賃金・労働条件については、初任給の決定、昇格、昇給、手当支給、休暇等について、常勤職員と同様の基準とすることを求めます。

【任用回数の上限を撤廃し、雇用安定にむけた取り組み】

9.　雇用安定にむけ単組・単独単組は以下の通り取り組みます。

　①　機械的な公募を行わせないなど、会計年度任用職員の任用回数上限の撤廃と雇用継続の取り組みを強化します。

　②　常勤職員と同等の恒常的な業務を担っている職については、常勤職員を配置することを求めます。また、経験やスキルを活かすため、現に常勤職員が行うべき業務についている職員の正規化に取り組みます。

　③　短時間勤務の会計年度任用職員（とくに週35時間以上）については、業務実態に即した勤務体系として、フルタイムの会計年度任用職員への移行を求めます。

　④　再度の任用の際には人事評価により、一方的な雇い止めが行われることがないよう人事評価制度の公正な運用にむけ、組合として関与します。

　⑤　保育職場、学校給食職場、図書館などでは、指定管理者制度の導入や委託化が進められている実態を踏まえ、指定管理・委託提案に際しては、職場を守る取り組みを強化するとともに、やむを得ず、指定管理・委託に移行する場合は、自治体非正規労働者の雇用確保、賃金・労働条件の確保を追求します。

10. 「任期の定めのない短時間公務員制度」については、中長期的課題として取り組みます。

【臨時・非常勤等職員協議会の活動強化】

11. 臨時・非常勤等職員の雇用安定、処遇改善を求める当事者運動を広げるため、本部・県本部・単組と連携し以下の通り取り組みます。

　①　主体的に組織化に取り組みます。その際は、「一人一声運動」を積極的に展開します。

　②　雇用を守り、賃金・労働条件を確保するため、当事者が参画することを基本とし、交渉を強化します。

　③　労働者間の格差是正や同一労働同一賃金を実現するため、街宣行動などのアピール行動を実施し、当事者の声を国会・関係省庁・世論に訴えます。

　④　本部は、非正規労働者の雇用安定と処遇改善を求めて、総務省、厚生労働省への要請行動を実施します。

　⑤　春闘期・確定期において、雇用安定と賃金・労働条件改善にむけた中央総決起集会を開催します。また、交渉力を強化するため、春闘期にスキルアップ集会を開催します。

　⑥　臨時・非常勤等職員の処遇改善や主体的な組織化の取り組みを進めるため、協議会未設置の県本部における臨時・非常勤等職員協議会の設置を求めます。また、地連における連携強化のため、地連においても臨時・非常勤等職員協議会の設置を追求します。

　⑦　県本部・地連における協議会の活動の担い手育成をはかるため、本部主催の中央労働学校や各種セミナーに積極的に参加します。

12. 全国で23県本部１社保労連において協議会等が設置されていることから、地連からの幹事選出のあり方について協議をします。

【自主福祉活動推進の取り組み】

13. 団体生命共済を基本としつつ、じちろう団体生命共済小口型やマイカー共済の優位性を訴えながら、共済運動とともに組織化の推進に結びつけます。

14. 組合員の生活向上をめざし、労金口座を開設するなど、ろうきん運動を積極的に進めます。